告示

○金融庁
財務省告示第六号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十八日

金融庁長官　森　信親
法務大臣　金田　勝年
財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
ツルカー　カントナルバンク	スイス連邦　チューリッヒ市　バーンホフストラッセ　九	チューリッヒ　カントナルバンク	スイス連邦　チューリッヒ市　バーンホフストラッセ　九
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省告示第二百六号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百十号）の一部を次のように改正し、平成二十九年七月三十一日から適用する。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人中小企業基盤整備機構の項の第三欄の第六号中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

○財務省
農林水産省告示第十四号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十五条第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金を次のように定め、同法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

農業競争力強化支援法第二十五条第一項の農林水産大臣及び財務大臣が指定する資金は、次のとおりとする。

一　認定事業再編事業者のうち農産物の卸売若しくは小売、農産物を原材料として使用する製造若しくは加工又は飼料の生産若しくは販売の事業を行う者（以下「農産物流通等事業者」という。）が施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得を行うのに必要な資金

二　農産物流通等事業者が他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資を行うのに必要な資金

○財務省
農林水産省
経済産業省告示第七号

農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十六条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、同項第一号及び第二号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金を次のように定める。

平成二十九年七月二十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

一　農業競争力強化支援法（以下「法」という。）第二十六条第一項第一号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金は、同号の認定事業再編事業者が認定事業再編計画に従って海外において実施する法第二条第五項に規定する事業再編に必要な長期の資金とする。

二　法第二十六条第一項第二号の農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定する資金は、同号の認定事業参入事業者が認定事業参入計画に従って海外において実施する法第二条第六項に規定する事業参入に必要な長期の資金とする。

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十九年八月一日）から施行する。

○農林水産省告示第千三百四号

高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（平成十年七月二十九日農林水産省告示第千百号）は、平成三十年四月一日限り廃止する。

平成二十九年七月二十八日

農林水産大臣　山本　有二